

建築設備士関係団体CPD協議会 プロバイダー用CPDガイド

平成21年 12月 14日

《建築設備士関係団体CPD協議会事務局》

- (社) 空気調和・衛生工学会
- (社) 建築設備技術者協会
- (社) 電気設備学会
- (社) 日本設備設計事務所協会
- (財) 建築技術教育普及センター

＜目 次＞

| | |
|--|---------------|
| 1 建築設備士関係団体CPD協議会について | - 1 - |
| 1. 1 建築設備士関係団体CPD協議会の設立経緯等について..... | - 1 - |
| 1. 2 運営実施体制..... | - 2 - |
| 2 プロバイダー登録及びプログラム認定 | - 3 - |
| 2. 1 プロバイダー登録及びプログラムの申請から出席者データの提出までの流れ..... | - 3 - |
| 2. 2 プロバイダーの登録..... | - 4 - |
| 2. 2. 1 プロバイダーの登録とは..... | - 4 - |
| 2. 2. 2 プロバイダーの確認及び登録..... | - 4 - |
| 2. 2. 3 申請方法..... | - 4 - |
| 2. 2. 4 プロバイダーIDの発行..... | - 5 - |
| 2. 2. 5 登録期間..... | - 5 - |
| 2. 2. 6 登録の更新..... | - 5 - |
| 2. 2. 7 変更の届出..... | - 5 - |
| 2. 3 プログラム認定..... | - 6 - |
| 2. 3. 1 プログラム認定とは..... | - 6 - |
| 2. 3. 2 審査対象となるプログラム..... | - 6 - |
| 2. 3. 3 プログラムの審査方法..... | - 6 - |
| 2. 3. 4 申請方法..... | - 8 - |
| 2. 3. 5 認定結果..... | - 8 - |
| 2. 3. 6 認定プログラム出席者データの提出..... | - 9 - |
| 3. 問合せ先一覧 | - 9 - |
| 3. 1 プロバイダーの確認・登録、プログラムの審査・認定等について..... | - 9 - |
| 3. 2 建築CPD運営会議及び建築CPD情報提供制度について..... | - 9 - |
| 4. 個人情報の取り扱いについて | - 10 - |
| 5. 各種様式 | - 12 - |

1 建築設備士関係団体CPD協議会について

CPD: (Continuing Professional Development: 継続職能開発)

1. 1 建築設備士関係団体CPD協議会の設立経緯等について

国土交通省において「公益法人に対する行政のあり方の改革実施計画」に基づき、建築設備士制度が変更され、建築設備士の更新講習が廃止(平成15年6月)となりました。このため、今後は、資格者自身が自己の責任により、技術の維持・向上を図ることが期待されることとなりました。

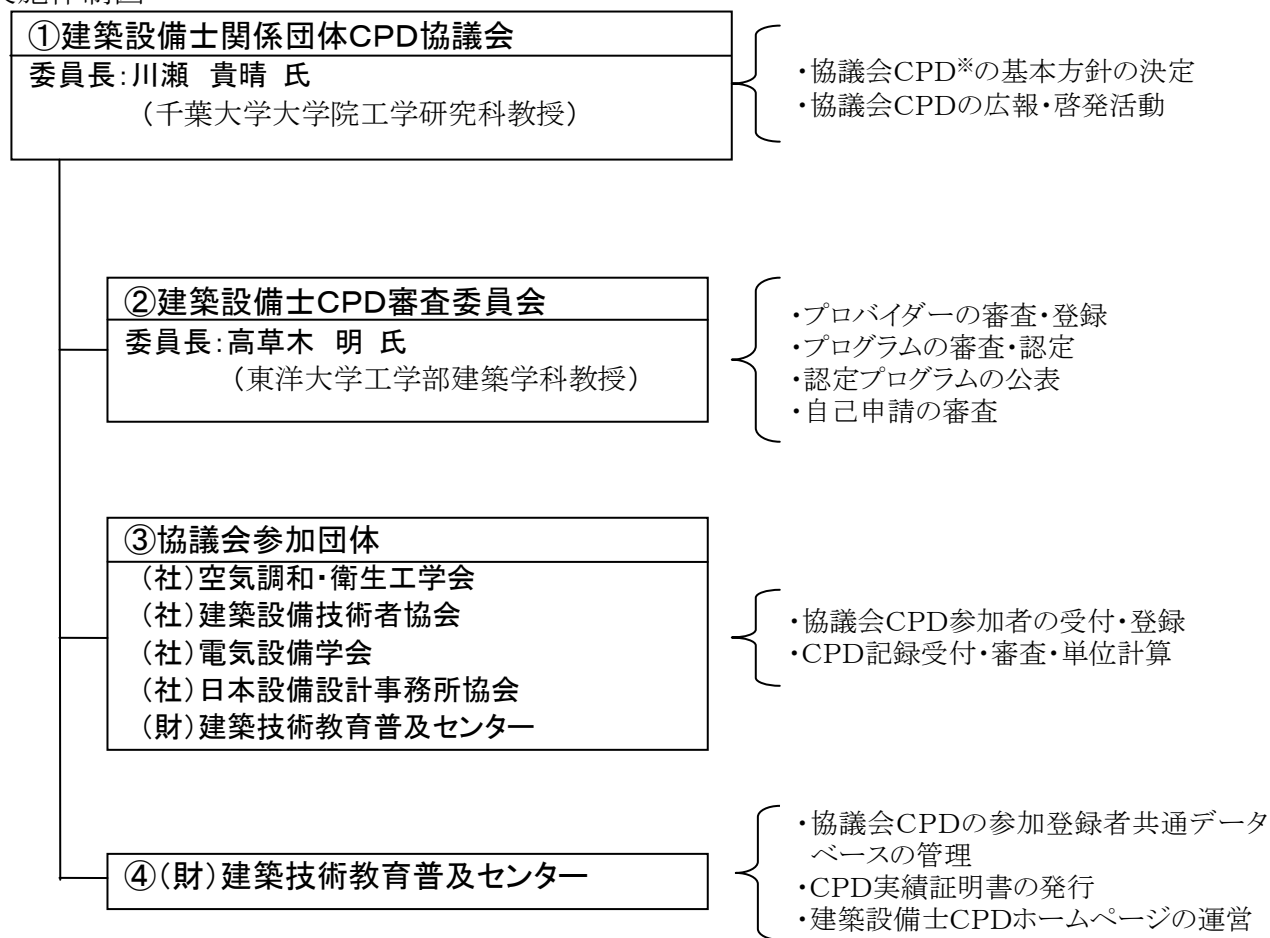
このような背景のもと、建築設備士の継続職能開発(以下、「CPD」という。)の推進に係る連絡、調整を図るため、(社)空気調和・衛生工学会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会、(財)建築技術教育普及センターの5団体(以下、「建築設備士関係団体」という。)は、「建築設備士関係団体CPD協議会(以下、「協議会」という。)」(委員長: 鎌田 元康氏(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授)《当時》)を設立(平成16年1月)し、記者発表等(平成16年9月)を行い、平成16年10月から運用がスタートしました。

建築設備士のCPDは、自己の責任により、技術や知識の向上を図るものです。日常の業務において知識や技術の習得は行うことができますが、建築設備分野の技術・知識は日々進歩しており、これらについて適宜習得しておくことが必要となります。日常業務だけでは、専門家として十分な技術・知識を習得することができないため、講習会への参加、専門書の講読等の活動を行い、専門家としての必要な技術・知識を習得しようとするものです。

協議会としては、自己研鑽を通じた建築設備士の技術や知識の向上、建築設備士の社会的認知度の向上を図りたいと考えております。

1. 2 運営実施体制

実施体制図

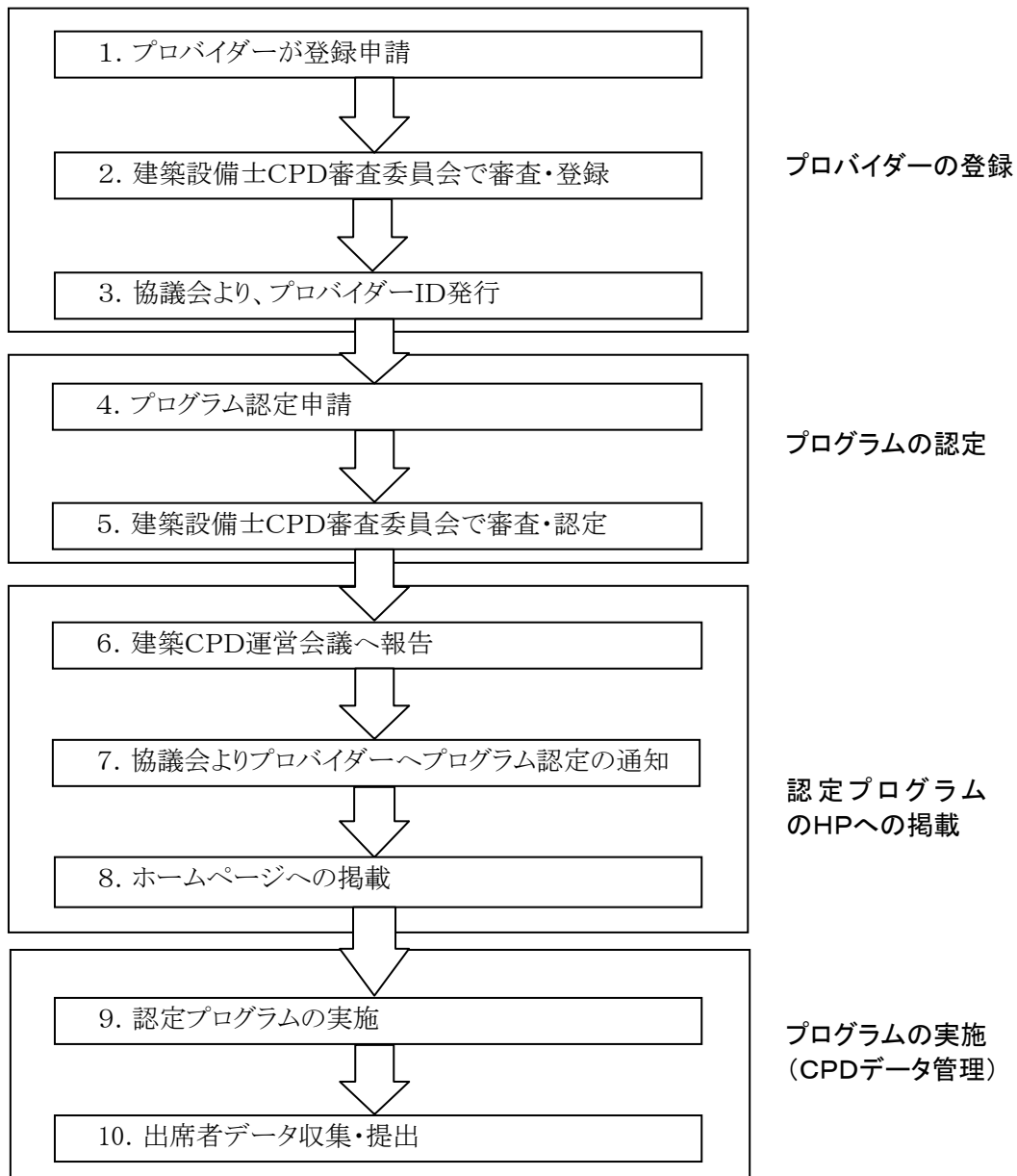


※協議会CPDとは、建築設備士関係団体CPD協議会のCPDをいう。

- ①協議会においては、協議会CPDの実施体制の基本的な方向性に係る検討と決定を行うとともに、広報・啓発活動を行います。
- ②建築設備士CPD審査委員会（委員長：高草木明氏（東洋大学工学部建築学科教授））は、協議会のもとに設置し、プロバイダーの審査・登録、プログラムの審査・認定、参加登録者の自己申請の審査及びそのデータベース管理の体制を整えます。
- ③協議会参加団体は、協議会CPDの参加者の受付・登録、CPD記録の受付・審査・単位計算を行います。
- ④（財）建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）は、協議会CPDの参加登録者共通データベースの管理、CPD実績証明書の発行を行います。また、センターホームページ内の建築設備士関係団体CPD協議会ページ（以下、「協議会ホームページ」という。）（<http://www.jaeic.jp/bmeecpd.htm>）の運営を行います。

2 プロバイダー登録及びプログラム認定

2. 1 プロバイダー登録及びプログラムの申請から出席者データの提出までの流れ



※プロバイダー登録の際には、プログラムも併せて申請する必要があります。
プロバイダー登録後は、プログラム申請のみ必要となります。

2. 2 プロバイダーの登録

2. 2. 1 プロバイダーの登録とは

プロバイダー（講習会等を提供するもの）は、実施するプログラムが協議会より認定を受けるためには、協議会にプロバイダーの登録を行う必要があります。

プロバイダー登録の際には、プロバイダー登録の申請と同時に1つ以上のプログラムの申請が必要となります。

なお、一度登録されたプロバイダーは、2回目以降のプログラムを申請する場合には、プロバイダー登録の申請を再度行う必要はありません。

2. 2. 2 プロバイダーの確認及び登録

建築設備士CPD審査委員会は、プロバイダーより提出されたプロバイダー登録申請データをもとに、プロバイダー登録基準に適合しているかどうかについて審査し、登録を行います。

登録したプロバイダー（以下、「登録プロバイダー」という。）には、プロバイダーIDを発行いたします。

<プロバイダー登録基準>

1. 出席者の記録の管理を公正に行い、出席者名簿を建築設備士関係団体CPD協議会事務局に提出すること。
2. 建築設備士関係団体CPD協議会が定めた規則を守ること。
3. 所定の登録料、認定料を支払うこと。

2. 2. 3 申請方法

プロバイダーの登録の申請は、原則として、「JAEIC・JIA CPD情報システム」を利用して行って下さい。「JAEIC・JIA CPD情報システム」とは、インターネットを使用した、CPDに関する（プロバイダーやプログラムの）データを管理するシステムです。使用方法については、協議会ホームページに掲載の「JAEIC・JIA CPD情報システム プロバイダー用操作マニュアル」をご覧ください。

なお、インターネットによる申請後、必ず建築設備士CPD審査委員会事務局まで電話にてご連絡下さい。（3. 問合せ一覧 参照）

(1) 受付時期

建築設備士CPD審査委員会の開催日の1週間前までに申請をして下さい。

建築設備士CPD審査委員会は、原則として、2ヶ月毎に開催する予定です。

なお、開催日については、決定次第、協議会ホームページに掲載します。

(2) 申請に必要な書類

- ①(新規用)プロバイダー登録申請料振込証明書（5. 各種様式「様式1」参照）
- ②払込受領書の写し（上記「様式1」に貼付してください）

(3) プロバイダー登録料等（以下の①若しくは②のいずれかをご利用ください）

①プロバイダー登録料

5,000円（消費税込）／年間

例) プロバイダー申請と1件のプログラムを併せて申請する場合

《プロバイダー登録料(5,000円:税込)+プログラム認定手数料((3,000円:税込)「2.3.4(3)

①プログラム認定料」を参照)の合計8,000円の費用が必要となります。》

所定の登録料を銀行に設置の銀行振込用紙を使用し、下記の振込先に振り込み下さい。

なお、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振込受領証をもって代えます。

**振込先：三菱東京UFJ銀行 本店 普通預金 7644430
(財) 建築技術教育普及センター**

②年間登録・認定料

50,000円(消費税込)／年間

年間登録・認定料は、プロバイダー登録料及びプログラム認定料を含みます。年間登録・認定料の振り込みをした場合には、その年度に限り、申請するプログラム数の上限はありません。

なお、年間登録・認定料により申請を行うことができるのは、財団法人又は社団法人等に限りです。

(4) 申請受付先

上記の「(2) 申請に必要な書類」を下記送付先へFAX又は郵送にて送付して下さい。

**送付先：建築設備士CPD審査委員会事務局
(財) 建築技術教育普及センター
〒104-0031 東京都中央区京橋 2-14-1 (兼松ビルディング)
FAX:03-5524-3223**

2. 2. 4 プロバイダーIDの発行

登録プロバイダーに対して、プロバイダーIDを発行します。今後、プログラムの認定申請の手続きにおいて使用しますので、必ず管理しておいて下さい。

2. 2. 5 登録期間

登録の有効期間は、原則として、4月1日から翌年3月31日までの1年間です。(初年度については、登録日から当該年度の3月31日までです。)

2. 2. 6 登録の更新

登録の更新を行う場合は、更新の手続きが必要です。

登録プロバイダーは、登録の有効期間満了日前までにプロバイダー登録料の振り込みをした場合、登録の更新をすることができます。(5. 各種様式「様式2」参照)

登録の更新を行った登録プロバイダーは、年間1つ以上のプログラムの提供が必要となります。

2. 2. 7 変更の届出

登録プロバイダーは、プロバイダー登録申請書の記載事項に変更があった場合には、建築設備士CPD審査委員会事務局((財)建築技術教育普及センター)までに届け出て下さい。(様式任意)

2. 3 プログラム認定

2. 3. 1 プログラム認定とは

プログラム認定とは、CPD評価基準における形態が「参加学習型」又は「情報提供型」のうち『講師』若しくは『社会貢献』であるプログラムについて、協議会において認定を受けることです。認定を受けたプログラムは、建築CPD運営会議に報告され、建築CPD情報提供制度としての認定プログラムとなり、建築CPD情報提供制度のホームページにも掲載されます。

建築CPD情報提供制度については、「建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度」ホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)をご覧ください。

2. 3. 2 審査対象となるプログラム

申請対象となるプログラムは、以下のとおりです。

- (1) CPD形態分類表（次ページ参照）にあてはまるものであること。
- (2) プログラムの内容がCPD分野分類表（次ページ参照）にあてはまるものであること。
- (3) 建築設備士CPD審査委員会の開催日から（審査委員会開催日を含む）5日目以降に開催されるプログラムであること。

2. 3. 3 プログラムの審査方法

建築設備士CPD審査委員会は、プロバイダーが申請したプログラムのデータをもとに、「プログラム認定基準」を満たすかどうかについて審査します。

なお、プログラムの内容について審査の過程において、更に詳細な資料（講習会のパンフレット、講習会のテキスト等）の提出をお願いする場合があります。

<プログラム認定基準>

1. 建築設備士等の継続職能研修にふさわしいものであること。
2. CPDプログラムの内容は、建築設備士関係団体CPD協議会の定める特定のCPDプログラムの形態分類に該当すること。（P 7参照）
3. CPDプログラムの内容は、建築設備士関係団体CPD協議会の定める特定の学習分野分類のいずれかに該当すること。（P 7参照）
4. CPDプログラムは、原則としてプログラムに出席を希望する全ての者に開かれていること。
5. CPDプログラムの認定を申請しようとする者は、プロバイダー登録基準を満たし登録されたプロバイダーであること。

表1. CPD形態分類表

| 形 態 | | 協議会単位数 | | 内 容 |
|--------------------|------|----------------|------------|--|
| | | 重み 付け 係数 | 年間の 上限値 | |
| 1 参加 学習 型 | 講習会 | × 1 | なし | 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会）、通信教育等 |
| | 見学会 | × 1 | 20/年 | 見学会、国内外視察、企業内研修（所属組織内における見学会、国内外視察） |
| 2 情報 提供 型 | 講 師 | × 2 | なし | 基準・規準・指針・マニュアル等講習会。セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察）見学会・国内外視察の講師 |
| | 社会貢献 | × 2 | なし | 震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動 |

(協議会単位：実時間×重み付け係数)

表2. CPD分野分類表

| 分野 | 課題項目 | 内 容 | システム表示名 | |
|-----------------------|------------|--|--------------------------|-----|
| 倫理・法令 分野 | | 倫 理 | 倫 理 | |
| | | 法律、規準、基準、規格、建築紛争 | 法律、規準、 基準、規格、 建築紛争 | |
| | | その他 | その他 | |
| 設計・監理 分野 | 計画系 | 建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、計画系その他 | 計画系 | |
| | 構造系 | 力学・動力学、構造解析、構造材料、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、構造系その他 | 構造系 | |
| | 設備系 | | 空 調 | 空 調 |
| | | | 衛 生 | 衛 生 |
| | | | 電 気 | 電 気 |
| | | | 輸 送 | 輸 送 |
| | | | 全 般 | 全 般 |
| | その他 | その他 | | |
| 施工管理 分野 | | 建築系 | 建築系 | |
| | | 設備系 | 設備系 | |
| マネー ジメン ト分 野 | 生産・ 管理 | 企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、その他 | 生産・管理 | |
| | 事務所等 運営 | 企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他 | 事務所等運営 | |
| 関連分野 | 関連分野 | 建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、都市計画、保存、景観、福祉、環境、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他 | 関連分野 | |

2. 3. 4 申請方法

プログラムの認定の申請は、「JAEIC・JIA CPD情報システム」を利用して行って下さい。「JAEIC・JIA CPD情報システム」とは、インターネットを使用した、CPDに関するデータ（プロバイダーやプログラム）を管理するシステムです。使用方法については、協議会ホームページに掲載の「JAEIC・JIA CPD情報システム プロバイダー用操作マニュアル」をご覧ください。

(1) 受付時期

建築設備士CPD審査委員会の開催日の1週間前までに申請をして下さい。
建築設備士CPD審査委員会（メールによる審査を含む）は、毎月開催する予定です。
なお、上記委員会の開催日については、協議会ホームページをご確認ください。

(2) 申請に必要な書類

- ①プログラム認定申請料振込証明書（5.各種様式「様式3」参照）
- ②払込受領書の写し（上記「様式3」に貼付してください）

(3) プログラム認定料

①プログラム認定料

3,000円（消費税込）／1プログラム

所定の登録料を銀行に設置の銀行振込用紙を使用し、下記の振込先に振り込み下さい。

なお、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振込受領証をもって代えます。

振込先：三菱東京UFJ銀行 本店 普通預金 7644430

（財）建築技術教育普及センター

②年間認定料

年間認定料については、「2.2.3（3）②年間登録・認定料」を参照して下さい。

(4) 申請受付先

上記の「(2) 申請に必要な書類」を下記の送付先へFAX又は郵送にて送付して下さい。

送付先：建築設備士CPD審査委員会事務局

（（財）建築技術教育普及センター）

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1（兼松ビルディング）

FAX:03-5524-3223

2. 3. 5 認定結果

認定結果は、協議会より審査結果及び協議会における認定単位数等を記載したプログラム認定証明書を送付します。

また、協議会は、審査終了後直ちに、認定を受けたプログラムについて建築CPD運営会議に報告し、建築CPD情報提供制度としての認定プログラムとなります。

認定されたプログラムは、「建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度」ホームページ([http:// www.jaeic.jp/](http://www.jaeic.jp/))にも掲載されます。

また、登録プロバイダーは、認定プログラムについて、協議会及び建築CPD運営会議に認定されたCPDプログラムとして公表することができます。

2. 3. 6 認定プログラム出席者データの提出

プロバイダーは、認定プログラムの開催後、「建築CPD情報提供制度認定プログラム出席者名簿」（5. 各種様式「様式7」参照）を電子化し、**2週間以内**に「JAEIC・JIA CPD情報システム」を利用して提出して下さい。詳細については、協議会ホームページに掲載の「JAEIC・JIA CPD情報システム プロバイダー用操作マニュアル」をご覧ください。

その後、建築設備士関係団体CPD協議会事務局において、建築CPD運営会議に提出いたします。

「建築CPD情報提供制度出席者名簿」のデータの収集については、次のとおりです。

①「建築CPD情報提供制度参加登録者の出席者の名簿の準備・設置・回収

プロバイダーは、建築CPD情報提供制度参加登録者が認定プログラムに出席したことを記載するための名簿（「建築CPD情報提供制度出席者名簿」（5. 各種様式「様式4」参照））*を準備し、講習会の受付等に設置し、講習会終了後に回収して下さい。

*名簿の様式については、「JAEIC・JIA CPD情報システム」より、「出席者名簿のテンプレート」をダウンロードすることができます。

②出席者データの電子化・提出

プロバイダーは、①において回収した名簿を電子化したうえで、「JAEIC・JIA CPD情報システム」を利用して提出して下さい。

なお、出席者が記載した「建築CPD情報提供制度参加登録者の出席者の名簿」の提出は不要です。

3. 問合せ先一覧

3. 1 プロバイダーの確認・登録、プログラムの審査・認定等について

建築設備士関係団体CPD協議会事務局（(財)建築技術教育普及センター）
〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1（兼松ビルディング）
TEL：03-5524-3105（代表）FAX：03-5524-3223
<http://www.jaic.jp/bmeeCPD.htm>

3. 2 建築CPD運営会議及び建築CPD情報提供制度について

建築CPD運営会議事務局（(財)建築技術教育普及センター）
〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1（兼松ビルディング）
TEL：03-5524-3105（代表）FAX：03-5524-3223
<http://www.jaic.jp/>

4. 個人情報の取り扱いについて

建築設備士関係団体CPD協議会（以下「協議会」という。）は、建築設備士CPDに関するデータ管理等にあたり、協議会CPD参加登録者（以下、「参加登録者」という。）の氏名、生年月日、現住所、勤務先等の必要な個人情報を取得します。

協議会では、この個人情報の取扱いについては、個人情報に関連する法令等を遵守し細心の注意を払います。

以下に、個人情報の利用目的、個人データの第三者への提供などの取扱いの内容について説明しますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

1. 個人情報の利用目的

協議会は、建築設備士CPDに関するデータ管理等業務を行うため、個人情報を収集し、利用します。

2. 第三者への提供

(1) 次のいずれかに該当する場合には、参加登録者の個人データを第三者に開示・提供いたします。

- イ 参加登録者の同意がある場合
- ロ 参加登録者個人を識別できない状態の場合
- ハ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、参加登録者の同意を得ることが困難である場合
- ニ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、参加登録者の同意を得ることが困難である場合
- ホ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、参加登録者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ヘ 法令等に基づく場合

(2) 次のいずれかに該当する場合には、参加登録者の個人データを第三者に開示・提供いたしません。

- イ 参加登録者又は公共の利益のために必要であると判断される場合
- ロ 建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度*の事務局に対し、参加登録者の氏名、建築士等の資格取得情報（取得資格、登録番号）、CPD履修記録を開示・提供する場合。

* 建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度については、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp>)を参照してください。

3. 建築設備士関係団体CPD協議会参加団体

社団法人空気調和・衛生工学会、社団法人建築設備技術者協会、社団法人電気設備学会、社団法人日本設備設計事務所協会、財団法人建築技術教育普及センター

4. 個人情報の管理

協議会は、個人情報に関連する法令等を遵守し、参加登録者の個人情報の取扱いについて細心の注意を払って取扱います。

5. 個人情報に対する安全対策の実施

協議会で取得した個人情報については、組織的、人的、物理的及び技術的に適切な管理に努めており、個人情報への外部からの不正アクセス、個人情報の紛失、毀損、改ざん、漏洩等への危険防止に対する合理的、かつ、適切な安全対策を行っております。

6. 個人情報に関するお問合せ等

個人情報に関するお問合せは、下記でお受けいたします。

担 当 建築設備士関係団体CPD協議会 事務局

(財団法人建築技術教育普及センター)

住 所 東京都中央区京橋2-14-1 (兼松ビルディング)

電 話 03-5524-3105 (代表)

(新規用) プロバイダー登録申請料振込証明書

申請日： 年 月 日

建築設備士CPD審査委員会 事務局行
((財) 建築技術教育普及センター) FAX : 03-5524-3223

建築設備士関係団体CPD協議会へ下記のことについて、JAEIC・JIA CPD
情報システムにより、申請をいたしましたので、所定の振込受領証の写しを送付します。

記

「プロバイダー登録」及び「認定プログラム申請 (本)」

「年間プロバイダー登録」

平成 年 月 日

建築設備士CPD審査委員会 委員長 殿

代表者等氏名 (役職)

振込受領証の写し貼付欄

プロバイダー登録料及びプログラム認定料 (5,000円+3,000円×プログラム数 (消費税込)) 又は年間登録・認定料 (50,000円 (消費税込)) を下記の振込先に振り込み、振込受領証の写しを貼付して下さい。

なお、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振込受領証をもって代えます。

振込先 三菱東京UFJ銀行 本店 普通預金 7644430
(財) 建築技術教育普及センター

(更新用) プロバイダー登録申請料振込証明書

申請日： 年 月 日

建築設備士CPD審査委員会 事務局行
 ((財) 建築技術教育普及センター) FAX : 03-5524-3223

プロバイダーの登録の自動更新を申請いたします。

なお、登録期間内において、CPDプログラムについては、年間1つ以上提供します。

平成 年 月 日

建築設備士CPD審査委員会 委員長 殿

代表者等氏名 (役職) _____

<プロバイダー情報>

| | | | |
|--------------|--|---------|--|
| プロバイダー ID | | プロバイダー名 | |
|--------------|--|---------|--|

振込受領証の写し貼付欄

プロバイダー登録料 (5,000 円 (消費税込)) 又は、年間登録・認定料 (50,000 円 (消費税込)) を下記の振込先に振り込み、振込受領証の写しを貼付して下さい。
 なお、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振込受領証をもって代えます。

振込先 三菱東京UFJ銀行 本店 普通預金 7644430
 (財) 建築技術教育普及センター

プログラム認定申請料振込証明書

申請日： 年 月 日

建築設備士CPD審査委員会 事務局行
((財) 建築技術教育普及センター) FAX : 03-5524-3223

建築設備士関係団体CPD協議会へ認定プログラムについて、JAEIC・JIA
CPD情報システムにより、申請をいたしましたので、所定の振込受領証の写しを送付し
ます。

平成 年 月 日

建築設備士CPD審査委員会 委員長 殿

代表者等氏名 (役職)

振込受領証の写し貼付欄

プロバイダー登録料 (3,000 円/プログラム (消費税込)) を下記の振込先に振
り込み、振込受領証の写しを貼付して下さい。(年間登録・認定料を既に振り込
みしている場合には、不要です。)

なお、新規にプロバイダー登録を申請する場合、様式 5-1 に振込受領証を貼
付して下さい。

また、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振込受領証をもって代えます。

振込先 三菱東京UFJ銀行 本店 普通預金 7644430
(財) 建築技術教育普及センター

FAXNo.03-5524-3223

建築CPD情報提供制度認定プログラム出席者名簿

〇〇〇講習会

プログラムID :
 主催者 :
 実施日時 : 2008/〇/〇 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
 会場 : 〇〇会議室

●講師用記入欄

| | 建築CPD情報提供制度参加者ID ※ | 姓(カナ) | 名(カナ) | 講師(H) | 受講(H) |
|---|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 例 | 000000123456 | ケンチク | タロウ | 2.0 | 1.0 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

●受講者用記入欄

| | 建築CPD情報提供制度参加者ID ※ | 姓(カナ) | 名(カナ) |
|----|--------------------|-------|-------|
| 例 | 000000456789 | セツビ | ハナコ |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |

※ご記入いただいた個人情報は、建築CPD情報提供制度運営のために使用するとともに、個人情報保護法に基づき適正に管理いたします。